

(別紙)

補助の条件

1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定をした後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微なものは除く。）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかにその理由等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めたときは、補助事業の遂行状況その他必要な事項について、報告を補助事業者に求めることがある。

5 補助事業の遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容、又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) 補助事業者が（1）の命令に違反した場合は、知事は補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業終了後1か月以内又は毎年度知事が定める提出期限までに、第8号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

7 補助金の額の確定

知事は、6の規定により実績報告を受けた場合、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

8 是正のための措置

知事は、7の規定による現地調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずる。

9 補助金の決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の該当取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) (1)の規定は、交付すべき補助金の額の確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されている場合においても適用する。

11 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が9の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

11の(1)の規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

11の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

14 他の補助金の一時停止等

知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

15 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。